

別紙様式第6号（第19条第1項関係）

第 期〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業報告

（記載上の注意）

- 1 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 2 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
 - ① 子会社 長期信用銀行法第13条の2第2項に規定する子会社をいう。
 - ② 子会社等 長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。
 - ③ 子法人等 長期信用銀行法施行規則第13条の12第1号に規定する子法人等のうち長期信用銀行法第13条の2第2項に規定する子会社を除いたものをいう。
 - ④ 関連法人等 長期信用銀行法第13条の12第2号に規定する関連法人等をいう。
- 4 長期信用銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結計算書類の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)営業所等の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(8)その他長期信用銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団（当該長期信用銀行及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該長期信用銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当該長期信用銀行に関する事項をも記載すること。
- 5 当該事業年度の末日において公開会社でない長期信用銀行は、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」、「2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項」、「3 社外役員に関する事項」、「4 当行の株式に関する事項」及び「5 当行の新株予約権等に関する事項」については、記載を省略できるものとする。ただし、当該長期信用銀行は、この様式中に定める記載事項のうち事業報告で記載を省略した事項については、業務報告書（長期信用銀行法施行規則別紙様式第2号。以下同じ。）に同一内容の記載がある事項を除き、業務報告書に追加して

記載すること。

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

- 1 長期信用銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに長期信用銀行のその事業年度における事業の経過及び成果（主要な業務区分別）を記載すること。
- 2 長期信用銀行が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果（主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別）、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

(2) 財産及び損益の状況

〔長期信用銀行の状況について記載する場合〕

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
債 券 発 行 高				
利 付 債 券				
割 引 債 券				
預 金				
定 期 性 預 金				
そ の 他				
貸 出 金				
個 人 向 け				
中 小 企 業 向 け				
そ の 他				
有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				

商 品 有 価 証 券				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益(又は 1株当たりの当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 債券発行高、預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
- 2 債券発行高は、転換社債を除いて記載すること。
- 3 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 4 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 5 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 6 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 7 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 8 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
連 結 経 常 収 益				

連 結 経 常 利 益				
連 結 当 期 純 利 益				
連 結 純 資 産 額				
連 結 総 資 産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「(2)企業集団及び当行の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4 連結会計年度以前の連結会計年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該連結会計年度における過年度事項（当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

		年度	年度	年度	年度
債 券 発 行 高					
	利 付 債 券				
	割 引 債 券				
預 金					
	定 期 性 預 金				
	そ の 他				
貸 出 金					
	個 人 向 け				
	中 小 企 業 向 け				
	そ の 他				

有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				
商 品 有 価 証 券				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	百万円	百万円	百万円	百万円
1株当たりの当期純利益(又は 1株当たりの当期純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 債券発行高、預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
- 2 債券発行高は、転換社債を除いて記載すること。
- 3 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 4 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 5 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 6 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 7 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 8 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

(3) 使用人の状況

[長期信用銀行の状況について記載する場合]

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	人	人
平 均 年 齢	年 月	年 月
平 均 勤 続 年 数	年 月	年 月
平 均 給 与 月 額	千円	千円

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	〇〇部門	△△部門	〇〇部門	△△部門
使 用 人 数	人	人	人	人

〔記載上の注意〕

- 1 使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。
- 2 適宜欄を設け、使用人数（就業者数で可）を主要な業務区分別（区別することが困難である場合を除く。）に記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	… 事 業	銀 行 業	… 事 業
使 用 人 数	人	人	人	人

〔記載上の注意〕

- 1 表題を「(3)企業集団の使用人の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、長期信用銀行、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の使用人数（就業者数で可）を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別）に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- 3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(4) 営業所等の状況

〔長期信用銀行の状況について記載する場合〕

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所 ()	店 うち出張所 ()
	()	()

	()	()
	()	()
国 内 計	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
海 外 計	()	()
合 計	()	()

ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地

(記載上の注意)

- 1 長期信用銀行代理業者が長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
- 2 「営業所数の推移」については、適宜地区別に区分して記載すること。
- 3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。
- 4 主要な業務区分別（区分することが困難である場合を除く。）に記載すること。

ハ 長期信用銀行代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

ニ 当年度新規長期信用銀行代理業者

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた長期信用銀行代理業者について記載すること。

ホ 長期信用銀行代理業を営む営業所数又は事務所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
合 計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 銀行業

ロ ……事業

(記載上の注意)

1 表題を「(4)企業集団の主要な営業所等の状況」とすること。

2 銀行業の記載にあたっては、当該長期信用銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに長期信用銀行代理業を営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。

なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。

3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたっては、適宜項目（ロ、ハ、ニ等）を設け、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別）に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。

(5) 設備投資の状況

〔長期信用銀行の状況について記載する場合〕

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	
---------	--

(記載上の注意)

1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。

2 主要な業務区分別（区別することが困難である場合を除く。）に、記載する

こと。

ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 2 主要な業務区分別（区別することが困難である場合を除く。）に記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

- 1 表題を「(5)企業集団の設備投資の状況」とすること。
- 2 長期信用銀行並びに子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く。）の設備投資の状況を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別）に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記載を要しない。
- 3 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 4 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務 内 容	設 年 月 立 日	資本金	親会社が 有する当 行の議決 権比率	その他
				百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内 容	設 年 月 立 日	資本金	当行が有 する子会 社等の議 決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 親会社及び子会社等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な業務提携の概況を付記すること。

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況

(記載上の注意)

以下に掲げる事項についての状況につき、重要なものを記載すること。

- 1 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
- 2 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受けのうち重要なもの
- 3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該長期信用銀行が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

(8) その他長期信用銀行の現況に関する重要な事項

(記載上の注意)

- 1 その他長期信用銀行の現況に関する重要な事項を記載すること。
- 2 当行の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他

(記載上の注意)

- 1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任した会社役員についても記載し、その旨を「その他」に記載すること。
- 2 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。）についても記載し、辞任した旨又は解任された旨、会社法第345条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の意見があつたときは、その意見の内容及び同条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。
- 3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）及び兼職の状況（重要でないものを除く。）を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。
- 5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 6 監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査委員に就いている取締役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。
- 7 その他会社役員（当該事業年度の末日後に就任した者を含む。）に関する重要な事項を欄外に記載すること。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役		
会 計 参 与		
監 査 役		
執 行 役		
計		

(記載上の注意)

- 1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
- 2 会社役員の全部又は一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げる場合にあっては、適宜設欄し、当該会社役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の会社役員の報酬等の総額を記載すること。
- 3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 4 「報酬等」には、会社役員（社外役員を除く。）が当該長期信用銀行の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。
- 5 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 6 当該事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、委員会設置会社でない長期信用銀行については、記載を省略することができる。
- 7 委員会設置会社にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏 名	兼 任 そ の 他 の 状 況

(記載上の注意)

- 1 社外役員が他の会社（外国会社を含む。以下同じ。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者（他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3において同じ。）又は使用人であるときは、その事実及び長期信用銀行と当該他の会

社との関係（重要でないものを除く。）を記載すること。

2 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

3 社外役員が長期信用銀行又は長期信用銀行の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを長期信用銀行が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況

(記載上の注意)

1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。

① 監査役会設置会社の社外監査役 監査役会

② 委員会設置会社の監査委員 監査委員会

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

① 当該社外役員の意見により長期信用銀行の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）

② 長期信用銀行において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（当該社外役員が社外監査役である場合にあつては、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行つた行為及び当該事実の発生後の対応として行つた行為の概要

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

社外役員と長期信用銀行との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	長期信用銀行から受けている報酬等	長期信用銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計		

(記載上の注意)

- 1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
- 2 長期信用銀行が、社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあつては、適宜設欄し、当該社外役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額を記載すること。
- 3 長期信用銀行の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「長期信用銀行から受けている報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 4 長期信用銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 「長期信用銀行の親会社等から受けている報酬等」については、長期信用銀行の親会社又は当該親会社の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること。

(5) 社外役員の意見

氏 名	社 外 役 員 の 意 見 の 内 容

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役 (社外役員を除く。)		
社 外 取 締 役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

長期信用銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り、記載すること。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使 用 人		
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人		

(記載上の注意)

- 1 長期信用銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限る、記載すること。
- 2 「使用人」とは、当該長期信用銀行の会社役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。
- 3 「子会社及び子法人等の会社役員及び使用人」とは、当該長期信用銀行の会社役員又は使用人を兼ねている子会社の会社役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の会社役員及び使用人をいうものとする。
- 4 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他

(記載上の注意)

- 1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該長期信用銀行の監査の職務を行つた指定社員（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の4に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。
- 2 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
- 3 以下の事項を「その他」に記載すること。
 - ① 会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。以下同じ。）の内容
 - ② 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（長期信用銀行が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）
 - ③ 会計監査人が現に業務の停止を受けその停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 4 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によつて解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由
 - ② 会社法第345条第5項において準用する同条第1項の意見があつたときは、その意見の内容
 - ③ 会社法第345条第5項において準用する同条第2項の理由があるときは、その理由
- 5 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、長期信用銀行の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該長期信用銀行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。なお、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

(2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計監査人と長期信用銀行との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

ロ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

ハ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、長期信用銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、長期信用銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

(記載上の注意)

当該事業年度の末日において公開会社でない長期信用銀行は、以下の事項について、記載を省略できるものとする。ただし、当該事項については、業務報告書に追加して記載すること。

① 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額

② 会計監査人に対して非監査業務の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。

8 業務の適正を確保する体制

(記載上の注意)

以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を記載すること。

1 会社法第348条第3項第4号に規定する体制

2 会社法第362条第4項第6号に規定する体制

3 会社法第416条第1項第1号ロ及びホに規定する体制

9 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計参与と長期信用銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

10 その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。